

## 水道基本料金を4カ月分減額(第3弾)

物価高騰などの影響を受ける市民生活を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、水道料金の基本料金を4カ月分減額します。《問合せ》水道課☎22-5377

◆対象 豊岡市と給水契約がある一般家庭および事務所などで、口径13mm、20mmの水栓を利用している方。

### ◆減額する金額

| メーター口径 | 金額                      |
|--------|-------------------------|
| 13mm   | 4,224円(基本料金:1,056円×4カ月) |
| 20mm   | 8,360円(基本料金:2,090円×4か月) |

◆減額期間 10月分から2月分までのうち、いずれかの4カ月分です。  
※対象期間は、検針地域により異なります。



◆集合住宅(マンション・アパートなど)にお住まいの方へ  
管理会社などが一括して豊岡市と給水契約

をしている場合は、管理会社などへの請求金額が減額となります。

注：口径13mm・20mmの親メーターを使用している場合のみ対象

管理会社などに水道料金を支払っている方は、直接管理会社などへ問い合わせてください。

管理会社の方は、入居者に請求している水道料金への配慮をお願いします。

### ◆その他

- ・申請などは不要です。
- ・水道料金の従量料金および下水道使用料は減額の対象外です。
- ・詳細は、市ホームページで確認してください。



## 持続可能な観光まちづくりのため「宿泊税」の導入に向けた検討を進めています

本市の地域経済をけん引する観光産業の活性化には、戦略的かつ持続的な投資が必要であり、2018年度からそのあり方について検討を重ねてきました。結果、次の理由から「宿泊税」の導入について具体的に検討を進めることとしました。

- 1.観光は地域経済の柱であり、継続的な投資が必要のため
- 2.観光を取り巻く環境に、今後の可能性が広がる具体的な変化が生じてきたため
- 3.「豊岡市観光自主財源検討委員会」で議論が深まり、宿泊税が有力な選択肢として位置付けられたため

税収は基金として積み立て、中長期的かつ計画的に活用します。

◆想定税額：1人1泊につき 200円(一律)

◆想定導入時期：2028年度以降

《問合せ》観光政策課☎21-9016

## 市民負担の軽減に向けて個人市民税の「超過課税」を廃止します

市では、2009年度から実施してきた個人市民税所得割の「超過課税」について、人口構造や社会情勢の変化などを踏まえ、市民の皆さんの負担軽減を図るため、廃止する方向で調整を進めています。

廃止に伴い約5,000万円の財源が減少しますが、市民サービスを維持しながら業務の効率化や職員数の適正化、未利用施設の売却・活用などによって財源を確保します。

◆見直し内容：個人市民税所得割の超過課税を廃止

◆実施時期(想定)：2028年度課税分から

《問合せ》経営企画課☎21-9022

## 市政ニュース ～主な市政の動き～



### 【10月】

1日  
・市長定例記者会見

5日  
・地域づくり懇談会(城崎)

9日  
・戦没者追悼式

12日  
・とよおかスポーツフェスティバル2026

24日  
・2026日本冒険フォーラム  
・桃島バイパス早期工事着工促進大会